

始良市農業委員会総会議事録（2月）

1. 開催日時 平成31年2月28日（木） 午後1時30分～3時30分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1番	松元 信道	11番	内村 洋昭
2番	森 洋一	12番	西 泰行
3番	岩元 律子	13番	堂前 澄男
4番	野元 幸雄	14番	今村 逸子
5番	夏田 恒	15番	内甕 達也
6番	今西 馨	16番	松尾 博好
7番	本村 正一	17番	—
8番	坂元 廣幸	18番	市蘭 由美子
9番	小長野 誠	19番	米迫 慎二
10番	川島 兼次		

欠席委員なし

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1番	池端 隆志	7番	白尾 親昭
2番	新屋敷 幸一	8番	牧野田 隆平
3番	中村 政芳	9番	大重 孝司
4番	柳迫 勝美	10番	上福元 克己
5番	犬童 博子	11番	松元 健一
6番	宇都 和義	12番	湯脇 博信

欠席委員なし

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農地あっせん申出（貸付希望）について
8. 議案第 6号 農地中間管理事業にかかる農地利用集積計画（貸借）の意見決定について

- 9. 議案第 7 号 農地の利用状況調査に係る非農地決定について
- 10. 議案第 8 号 農地法第3条に係る下限面積の設定について
- 11. 議案第 9 号 農地あっせんの経過報告
- 12. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
- 13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
事務局長補佐兼振興係長
農地係長
農地係参事補
農地係主任主査
加治木農林水産係長
始良農林水産係長

	<p>始良市農業委員会総会議事録（平成31年2月）</p> <p>（大会議室に全員着席）</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>〔1. 総会の通告〕</p> <p>ただいまから、平成30年度 第11回 始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は <u>18名中、18名</u> で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p style="text-align: center;">————— 会務報告 —————</p>
議長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料にて説明。</p> <p style="text-align: center;">————— 日程第1 議事録署名委員の指名 —————</p>
議長	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>『異議なし』</p>
議長	<p>それでは、11番委員、12番委員にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 日程第2 会議書記の指名 —————</p>
議長	<p>つぎに、日程第2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の ○○事務局長補佐兼振興係長 と ○○農地係長 を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。</p>

	<p>関係議案、終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 議案第1号 —————</p> <p>それでは、日程第3 議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。</p>
事務局	<p>1番から20番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は1ページでございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による、農用地の利用権の設定です。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。公告日は2月の28日、契約の始期が3月1日をそれぞれ予定いたしております。契約年数につきましては、2年間で1件、3年間で5件、5年間で13件、6年間で1件、10年間で1件で、合計21件となっております。面積につきましては、合計で53,586㎡となっております。農用地利用集積計画の内容につきましては、総会資料の2ページから5ページになりますので、ご確認いただきたいと思います。なお、なお、総会資料の5ページの21番が、16番委員の関連する議案となっております。こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定、議事参与の制限に基づきまして、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上、第1号議案の説明を、終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1番から20番までについて、一括して質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の1番から20番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の1番から20番については、原案のとおり決定いたしました。</p>

		<p>なお、議案第1号 21番については、議事参与制限により関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し採決いたします。</p> <p>21番の関係者、16番委員の退席をお願いします。</p>
議 長	委 員	<p>(16番委員退席)</p>
	議 長	<p>次の、21番について事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>それでは、21番について、ご説明いたします。</p> <p>借り人が〇〇、加治木町新富町在住です。貸し人のほうが、加治木町小山田在住の〇〇、申請地の所在が加治木町小山田字中原〇〇番 畑5, 898㎡です。</p> <p>以上で、21番の説明を終わります。</p>
議 長	議 長	<p>それでは、議案第1号 21番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第1号 21番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	議 長	<p>賛成多数により、議案第1号 21番については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>16番委員は着席してください。</p>
	委 員	<p>(16番委員着席)</p>
		<p>————— 議案第2号 —————</p>
議 長	議 長	<p>次に、日程第4 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から6番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は6ページから7ページでございます。今月の申請につきましては、6件となっております。先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから6ページに、調査書がございますので、ご審議の参考としてくだ</p>

議 長	<p>さい。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 船津在住の〇〇、譲渡人 西餅田在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、船津字早田〇〇番〇 田 1, 059 m²です。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。14番委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>平成31年2月16日、譲受人の〇〇さん宅を訪問し、聞き取りを行い申請地を調査いたしました。譲受人は兼業ではありますが、田んぼもたくさん、作っておられ、バインダー、コンバイン、乾燥機、トラクター、すべて揃っており、問題ありません。また、購入された田んぼも、自宅からすぐ近くであり、息子さんもお休みの日には、手伝われたりということで、労働力もそろっております。</p> <p>以上、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町木田在住の〇〇、譲渡人 鹿児島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字西塩入〇〇番〇 田、〇〇番〇 田の計2筆、合計面積で1, 867 m²です。</p> <p>以上で、2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。6番推進委員です。それでは、調査報告を行います。</p> <p>平成31年2月21日、譲受人宅を訪問して、聞き取り調査を行いました。田んぼは、譲受人が田んぼをきれいに耕運して、田植え、刈り取りは近くの〇〇さんに頼み、もう田んぼもきれいに、なっていました。水もと溝払いは、自分で行うということでした。</p> <p>当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 豊留在住の〇〇、譲渡人 豊留在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、豊留字内古川〇〇番〇 田、2, 302 m²です。 以上で、3番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。 平成31年2月21日、譲受人宅をば訪問し、聞き取りを行い申請地を調査いたしました。申請地は自宅の南側の隣接地であり、譲受人は今年、会社を定年退職されまして、自分で野菜栽培をしたいということで、今回、兄より所有権移転で23アール、移転後の面積が43アールというかたちで、ございます。労働力は夫婦二人で十分あり、機械につきましては、耕運機1台と軽トラ1台、そして、農機具の購入についての予定はないか、ちょっと聞いてみたところが、近くに、リース場があるということで、リースのほうが、安くつくということでですね、購入としての予定はないということで、ございました。 ですから、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。 以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、4番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 上名在住の〇〇、譲渡人 加治木町木田在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、上名字比良〇〇番 田、2, 664 m²です。 以上で、4番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。13番委員です。それでは、調査報告いたします。 平成31年2月15日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い申請地を調査しました。譲受人は、認定農家であり、繁殖牛50頭、水稻13町歩の兼用で、大型機械は全部揃っております。 当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p>

議 長	<p>以上で、報告終わります。</p> <p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、5番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 蒲生町米丸在住の〇〇、譲渡人 寺師在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町米丸字中ノ原〇〇番〇田、〇〇番〇 田の計2筆、合計面積が3, 407㎡です。</p> <p>以上で、5番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。10番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>平成31年2月14日、譲受人宅を訪問し、聞き取り調査を行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、自分の水田が60アール、今回、購入分を含めると、1ヘクタール近くに、なるようでございます。労働力は奥さんと二人、近くに長男夫婦が住んでおられて、忙しい時期には、手伝いされております。機械力はすべて揃っていて、問題はありません。申請地は遊休農地になっていて、中山間地域支払制度のほうで、地域の方々が、管理しておりました。なおこの物件がですね、農家のアンケート調査で、2番推進委員が、譲渡人宅を訪問した際に、誰か作り手はいないだろうか、場合によっては、売っても良いと相談があって、まあ、わたしの方に探して欲しいというような話がありまして、話がどんどん進みました。まずこの土地がですね、まだ名義変更がしていなかったものですから、2番推進委員がいろいろと指導された物件でございます。</p> <p>ということで、申請地は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、6番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町木田在住の〇〇、譲渡人 鹿児島市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町小山田字内之丸〇〇番〇 田、1, 245㎡です。</p> <p>以上で、6番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>はい。8番委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>2月の13日1時30分に、現地で譲受人に会い、申請地を調査いたしました。現地の200mほど離れたところに、本人の所有している田もあり、また、現地も良く管理されておりました。譲受人は現在下場の木田に住んでおられますが、実家は小山田で、機械倉庫は実家を利用しているとのことでございます。また機械等については、トラクター、田植え機、バインダー、ハーベスター等、すべて、揃っております。収穫時は、親戚に畜産農家が有り、わらを供給するために、現在はバインダー刈りをして、掛干しを共同で畜産農家の方と共同で、作業収穫をしているとのことございました。</p> <p>当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から6番について一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[挙手]</p>
議長	<p>1番委員。</p>
委員	<p>1番委員です。ちょっと確認ですけれども、2番の相手について、渡人の〇〇株式会社の方、社長さんですかね、ということで、それからあの受け入れが85歳の方ということで、ちょっと思ったんですけれども、この会社の社長さんあたりが、農地を所有している経緯とか、それから85歳という年齢、まあ一般的に個人によって、年の問題はないとは思いますが、この85というご高齢の方々に対する、扱い、また、我々として、その年齢制限はないんでしょうけれども、このへんをどう考えていくかということで、確認の意味で質問しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>2番のご質問でございますが、この〇〇会社ほうの土地につきましては、10数年前に宅地転用というということで、申請があがっておりますが、その当時許可を取ってから、宅地転用する予定でございましたが、これまでそれが、事業がされてなくて、現在に至った、そういうような経緯がございます。あと、その年齢のことになりますけれども、一応、年齢上は85歳ということで、高齢だという意見もございますが、今のところは、その法律上ですね、年齢に対しての制限がないものですから、本人がやっぱり、農地に対して管理をするという意味があれば、</p>

議 長	<p>そこは、取りざるを得ないのかなと思っているところで、ございます。 以上で、ございます。</p> <p>よろしいですか。 ほかに、ございませんか。</p>
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	<p>それではお諮りいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から6番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p> <p>賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定の1番から6番については、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 議案第3号 —————</p> <p>次に、日程第5 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明申し上げます。今月は2件でございました。 まず1番、申請人が、始良市蒲生町下久徳在住の〇〇、土地の所在が蒲生町下久徳字上原田〇〇番 田、面積488㎡。農地区分は、現在、農振の農用地区域内でございますが、農振除外の申請地でございます。除外後は、第1種農地でございます。土地改良事業の施行があり、農地の広がり10ヘクタール以上の農地でございますので、第1種農地ということです。転用目的は造園資材置場ということです。申請理由は、植木・庭石の仮置きということです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。あと、被害防除計画書の添付がございます。それと議案第4号1番と一体利用ということです。全事業面積は784㎡です。それから、第1種農地でございますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。ここで、ネットワーク機構への意見聴取方法が、一部見直しになりましたので、ご説明申し上げます。農振除外の用途変更と、転用の同時申請の場合、これまでは、農振除外で用途変更の手続きを終了した後に、県ネットワーク機構に、意</p>

	<p>見聴取していたものを、平成31年4月以降、用途変更の見込みのある案件については、事前に意見聴取することが出来るというふうに、改正されました。県農業会議の見直しの理由につきましては、申請者が不利益とならないよう、これまでの時間の短縮を図るとい、始良市の農振変更の場合、市の農政課で、農業振興地域促協議会が、大体8月末の日程で協議会がありますが、この協議会の審査後の手続きで2ヶ月かかりますが、農業委員会の農地転用許可も農振の手続き終了日に、同日手続きも出来るようになり、最大で約1ヶ月の短縮になります。この案件につきましては、本日、転用の許可の審議がされれば、平成31年4月10日開催の、県農業会議ネットワーク機構に意見聴取を行い、農振除外の手続き終了日を待って、同日付けで許可書の交付となります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、13番委員に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。13番委員です。</p> <p>農地区分は、集落接続施設に該当するため、問題なし。申請地の位置は、県立蒲生高校から、南東に500mの位置。造成工法は盛土が0.3m。被害防除現況、東が田、西が水路と田んぼ、南が水路、北が水路。申請実現の確実性として、融資証明も有り確実である。特記事項はなし。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への、意見聴取案件として、現地調査委員としては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告終わります。</p>
議 長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>次の、2番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は始良市加治木町木田在住の〇〇。土地の所在が加治木町木田字西塩入〇〇番〇、地目 田、面積928㎡です。農地区分は、都市計画の用途区分が工業地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。転用目的は貸資材置場です。申請理由は隣接地に貸借している資材置場が手狭になったため、申請地を新たに確保し、一体として利用したいということで、個人から株式会社〇〇への貸資材置場となっています。それから資金でございますが、転用済で不要になります。あと土地改良区の意見書の添付がございます。あと転用済でございます。始末書の添付がございます。あと被害防除計画書の添付がございます。隣接地〇〇番〇 田、1,073㎡と一体利用し、全事業面積が2,001㎡となります。あと県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。</p>

議 長	<p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。6番推進委員が説明いたします。</p> <p>農地区分は第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、加音ホールから南東に250mの位置です。造成工法は盛土を2.8m、土羽打ちを2.8m。被害防除現況は、東側は転用済です。西が田、南も田、北は農道。申請実現の確実性は、転用済のため不要です。計画面積は適当。申請実現の確実性は転用済のため確実である。条件及び特記事項は始末書もあり、総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への、意見聴取案件として、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から2番については、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については「意見聴取」いたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 議案第4号 —————</p> <p>次に、日程第6 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から13番について説明を求めます。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明申し上げます。今月は13件ございました。</p> <p>まず、1番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人は始良市蒲生町下久徳在住の〇〇。譲渡人は鹿児島市武岡在住の〇〇。土地の所在が蒲生町下久徳字上原田〇〇番 田、296㎡、県内の所有権移転になります。農地区分は、現在、農用地区域でございしますが、同時に除外の申請中でございます。除外後は第1種農地となります。土地改良事業の施行があり、農地の広がり10ヘクタール以上あります。転用目的は、造園資材置場です。申請理由は、剪定作業からの発生材を仮置きしているが、不法投棄が絶えないので、予防措置のためということです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付がございします。あと、被害防除計画書の添付がございします。あと、議案第3号の1番と一体利用で、全事業面積が784㎡となります。県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。第1種農地です。先ほど、ご説明いたしました関係と一緒にございまして、平成31年4月10日開催の県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行う予定です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>本案件については、議案第3号1番で、13番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。</p> <p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>次に、2番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人は始良市宮島町の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人は始良市鍋倉在住の〇〇でございます。土地の所在が西餅田字横手前〇〇番地目が田、面積が793㎡です。県内の所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途が第一種住居地域に指定されておりますので、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。申請理由は、宅地分譲1区画を計画しますということです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございします。あと、被害防除計画書の添付もございします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。9番委員です。</p> <p>立地基準、農地区分は第3種農地で問題なしです。申請地の位置は、帖佐中学校から、南東に約400mの位置です。被害防除の現況といたしまして、東が市道、西が水路、南が転用地、北が宅地です。申請実現の確実性といたしまして、資金証明もあり確実である。条件及び特記事</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>項は特になし。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>次に、3番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人は始良市平松在住の〇〇。譲渡人は鹿児島市原良在住の〇〇。土地の所在が平松字西中原〇〇番〇 地目 畑、面積 272㎡です。県内の所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途が第一種低層住居専用地域に指定されておりまして、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟の、建築面積が109.30㎡です。申請理由は、申請地周辺は住宅化が進行しており、交通の便もよい為、住宅を建築することにしたとのことです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要でございます。あと、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。9番委員です。</p> <p>立地基準及び農地区分は第3種農地で問題なしです。申請地の位置は、県防災研修センターから、東に約250mの位置です。被害防除の現況といたしまして、東が宅地、西も宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性といたしまして、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項はなし。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p> <p>次の、4番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人は始良市加治木町木田在住の〇〇。譲渡人は始良市三拾町在住の〇〇。土地の所在が下名字野添〇〇番 畑、2,893㎡、同じく下名字野添〇〇番〇 畑、515㎡、合計2筆の3,408㎡です。県内の所有権移転です。農地区分は、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ヘクタール未満でございますので、第2種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電所です。申請理由は、他の土地では収支計画が合わない為、今回の土地を使用することです。資金は自己資金で</p>

<p>議 長</p>	<p>対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要でございます。あと、被害防除計画書の添付がございます。あと、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、30アール超えですので意見聴取を行います。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、12番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。12番委員でございます。報告いたします。</p> <p>農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、ナフコ始良店から、北に約300mの位置でございます。被害防除現況といたしまして、東が河川、西が道路、南が田、原野になっております。北が原野でございます。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり確実である。条件及び特記事項はなし。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>次の、5番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人は霧島市国分中央の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は始良市宮島町在住の〇〇です。土地の所在が東餅田字東米増〇〇番〇畑、163㎡、同じく東米増〇〇番〇畑 29㎡、合計2筆の192㎡です。県内の所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途が第一種住居地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。申請理由は、当地を宅地分譲の計画に至るということで、生産区画、宅地5区画を造成するということです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要でございます。隣接地宅地、〇〇番〇 204㎡、〇〇番〇 401.81㎡、〇〇番〇 263.56㎡と一体利用ということで、全事業面積は、1,061.37㎡となります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。10番委員です。報告します。</p> <p>農地区分は第3種農地で、問題なし。申請地の位置は、高樋団地から、南西に約150mの位置。被害防除現況としまして、東が宅地、西</p>

議 長	<p>も宅地、南が道路、北が宅地。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり確実である。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>終わります。</p> <p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>次の、6番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人は始良市東餅田の有限会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は鹿児島市新屋敷町在住の〇〇です。土地の所在が加治木町木田字江湖〇〇番〇 地目 田、面積 1068㎡。県内の所有権移転でございます。農地区分は都市計画の用途が準工業地域に指定されておりますので、第3種農地と判断されます。転用目的は事務所及び倉庫の2棟でございます。584.95㎡となります。申請理由は当地に事務所、倉庫の建築計画に至るとのことでございます。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。あと被害防除計画書の添付がございます。あと宮崎県宮崎市在住の〇〇さんの土地の分がありまして、土地の所在は、加治木町木田字江湖〇〇番〇 田 558㎡のうち156㎡、同じく字江湖〇〇番〇 田 258㎡のうち143㎡、同じく字江湖〇〇番〇 田 1,227㎡、合計3筆の1,526㎡です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。3番推進委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は第3種農地で問題はございません。申請地の位置ですが、加治木青果市場から南西に50mの位置でございます。被害防除ですが、東が荒地、西が田と宅地、南が宅地、北が荒地になります。申請実現の確実性ですが、融資証明もあり確実であるということです。条件及び特記事項ですが、特別にございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>報告終わります。</p>
議 長	<p>次の、7番について事務局の説明を求めます</p> <p>7番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人は宮崎県都城市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は3名ございまして、東餅田在住の〇〇の分が、東餅田字下大門口〇〇番〇 田 171㎡、同じく下大門口〇〇番〇 田 314㎡、同じく下大門口</p>

	<p>口〇〇番〇 田 207㎡、合計3筆の692㎡です。それから東餅田在住の〇〇の分が、東餅田字上大門口〇〇番〇 田 345㎡、同じく上大門口〇〇番〇 田 13㎡、2筆の358㎡です。それから東餅田在住の〇〇の分が、東餅田字下大門口〇〇番〇 田 452㎡、同じく下大門口〇〇番〇 田 339㎡、同じく下大門口〇〇番〇 田 238㎡、合計3筆の1,029㎡です。合計8筆の2,079㎡になります。県内の所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途が準工業地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。転用目的は共同住宅1棟の建築面積が316㎡です。申請理由は、共同住宅1棟を建築するためということです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書の添付がございませう。あと、被害防除計画書の添付がございませう。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>10番委員です。報告します。</p> <p>農地区分は第3種農地で、問題なし。申請地の位置は、十日町公民館から、東に50mの位置。被害防除現況としまして、東が田、西が宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性としまして、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項は用水路の設置を求める。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>報告終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、8番について事務局の説明を求めませう</p> <p>8番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人は大阪府大阪市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は始良市平松在住の〇〇。土地の所在が蒲生町漆字木ノ原〇〇番〇 畑 1,382㎡、同じく木ノ原〇〇番 畑 448㎡、合計2筆の1,830㎡です。県外の所有権移転です。農地区分は、土地改良事業等の施行もなく、農地の広がりも10ヘクタール未満の土地でありますので、第2種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電所です。申請理由は、日照時間が長く、太陽光設置に最良の場所のためということです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要でございませう。被害防除計画書の添付がございませう。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>はい。12番推進委員です。</p> <p>農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置が、漆高峯橋から南西に40mの位置にあります。被害防除現況ですが、東が市道、西が畑と田、南が市道、北が畑と水路になっております。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり確実でございます。特記事項は特にございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次の、9番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>9番についてご説明申し上げます。</p> <p>借人は福岡県小郡市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。貸人は福岡県宗像市在住の〇〇他1名です。土地の所在が加治木町木田字西中道〇〇番田 1, 390㎡です。県外の賃借権の設定でございます。農地区分は、都市計画の用途が準工業地域に指定されており、第3種農地と判断されます。転用目的は貸競艇場外発券場1棟の355㎡です。申請理由は、申請地を転貸し、転借人による競艇場外発券場を建設しますとのことです。現在、宗像市在住の〇〇他1名と株式会社〇〇と株式会社〇〇と三社契約です。株式会社〇〇については、鹿児島県内のポートピア、金峰とか薩摩川内とかございますが、それを経営する法人でございます。なお株式会社〇〇が建物を建築しますが、貸人と株式会社〇〇との契約がございますので、株式会社〇〇がさらに転貸するということとございます。その契約書の写しも添付されておりますので、詳しくは後ほどご確認ください。資金は自己資金で対応ということで、株式会社〇〇の自己資金証明書が添付されております。土地改良区等の意見書は区域外のため不要でございます。この敷地はです平成2年の5月に株式会社〇〇のパチンコ屋さんの駐車場として、使用されて建築されておりました、現在取り壊されておりました、非農地証明とか転用事実証明とかの現物がございませんので、発行できませんので、5条申請に至ったということとございます。その顛末書がございます。被害防除計画書の添付がございます。あと、隣接地、雑種地でございますが、〇〇番〇901㎡、〇〇番〇146㎡、〇〇番〇125㎡、〇〇番〇786㎡、〇〇番〇185㎡、〇〇番〇245㎡と一体利用ということで、全事業面積が3,778㎡でございます。これらの雑種地につきましては、地目変更の登記はされていたんですが、この申請地が畑のまま、地目変更登記を忘れていらしたようで、この地番だけ今回申請されたということです。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説</p>

	<p>明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。3番推進委員です。報告をいたします。</p>
議長	<p>農地区分は第3種農地で、問題はありません。申請地の位置ですが、加治木弥勒交差点から西に約200mの位置でございます。被害防除ですが、状況につきましては、東が雑種地、西が雑種地、南が宅地、北が市道ということでございます。申請実現の確実性ですが、自己資金証明も有り確実であります。条件及び特記事項ですが、特別にございません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>報告を終わります。</p> <p>次の、10番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>10番について、ご説明申し上げます。</p>
議長	<p>譲受人は始良市東餅田在住の〇〇。譲渡人は有限会社〇〇代表取締役〇〇。土地の所在が加治木町小山田字中原〇〇番〇畑697㎡、同字中原〇〇番畑1,253㎡、合計2筆の1,950㎡です。県外の所有権移転です。農地区分は、土地改良事業等の施行もなく、農地の広がりも10ヘクタール未満の土地でありますので、第2種農地と判断されます。転用目的は道路です。申請理由は、メガソーラーの管理道路ということで、メガソーラーの管理道路として使用されております。資金は転用済のため不要です。土地改良区等の意見書は区域外のため不要でございます。追認案件でございますので、始末書の添付がございません。被害防除計画書の添付がございません。あと県農業委員会ネットワーク機構への、意見聴取案件となります。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、12番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。12番委員です。報告いたします。</p>
	<p>農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、鹿児島国際ゴルフ場から西に約50mの位置でございます。被害防除の現況といたしまして、東が里道、西が山林、南が里道、北は原野でございます。申請実現の確実性は、転用済のため、確実である。条件及び特記事項は始末書有りでございます。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告終わります</p>

議 長	次の、11番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>11番について、ご説明申し上げます。</p> <p>譲受人は始良市宮島町の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は2名ございまして、平松在住の〇〇の分が、平松字上福元水流〇〇番 田 1, 431㎡。それから平松在住の〇〇の分が、平松字上福元水流〇〇番〇 田 1, 099㎡のうち930㎡、合計2筆の2, 361㎡になります。県内の所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途が準工業地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。申請理由は、交通の便も良くなり、住宅需要が見込まれるためということです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書の添付がございまして、あと、被害防除計画書の添付がございまして、以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。9番委員です。</p> <p>農地区分は第3種農地で、問題なしです。申請地の位置は、始良分遣所から北西に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が農道、西が田、南が田、北が市道です。申請実現の確実性といたしまして、融資証明も有り確実である。条件及び特記事項はなし。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	次の、12番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>12番について、ご説明申し上げます。</p> <p>譲受人は始良市東餅田の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は福岡県久留米市在住の〇〇。土地の所在が蒲生町上久徳字八子前〇〇番〇田 523㎡、同字〇〇番〇 田 148㎡、合計2筆の671㎡です。県外の所有権移転です。農地区分は、土地改良事業等の施行もなく、農地の広がりも10ヘクタール未満の土地でありますので、第2種農地と判断されます。転用目的は建売住宅2棟の172.24㎡です。申請理由は、建売住宅2棟を建築して、販売するとのこと。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要でございまして、あと、被害防除計画書の添付がございまして、以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>はい。12番推進委員です。</p> <p>農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題はございません。申請地の位置ですが、県森林総合技術センターから北東に約300mの位置にあります。造成工法は、盛土の0.5から1.5mです。土留め工法といたしまして土羽張芝の0.5～1.5mです。被害防除現況といたしまして、東が水路、西が畑、南が田んぼ、北が市道です。申請実現の確実性ですが、融資証明もあり確実でございます。特記事項は特にございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次の、13番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>13番について、ご説明申し上げます。</p> <p>譲受人は始良市東餅田在住の〇〇。譲渡人は始良市加治木町反土在住の〇〇。土地の所在が加治木町反土字藺牟田〇〇番〇田 8.98㎡、同字2110番〇田 299㎡、合計2筆の307.98㎡です。県外の所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途が第一種住居地域に指定されており、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟の86.64㎡です。申請理由は、現在借家住まいであり、申請地に自家家屋を建築することです。資金は融資で対応し、水利組合の意見書の添付がございます。あと、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。6番推進委員が説明いたします。</p> <p>立地基準、農地区分は第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、加治木中学校から西へ150mの位置です。被害防除現況は、東が田。西が畑、南が市道と宅地、北が田。申請実現の確実性としまして、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項は用水パイプの設置をお願いしました。総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>終わります。</p>
議長	<p>調査員の皆さん、ご苦勞様でした。</p> <p>これより、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請処分決定の1番から13番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある</p>

		方は挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」
		それではお諮りいたします。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定1番から13番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	[賛成多数]
		賛成多数により、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請処分決定の1番から13番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については「意見聴取」いたします。
		————— 議案第5号 —————
議 長		次に、日程第7 議案第5号、農地あっせん申出（貸付 希望）についてを議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第5号 農地あっせん申出（貸付希望）についてご説明いたします。総会資料は14ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。参考資料につきましては64ページになりますので、ご審議の参考にしてください。 それでは、1番をご説明いたします。 内容につきましては、貸付です。土地の所在は蒲生町漆字榎木田〇〇番 田 892㎡、〇〇番 田 789㎡の2筆です。申請人は蒲生町白男在住の〇〇、希望貸付期間と小作料につきましては、農業委員会一任となっております。 以上、議案第5号の説明を終わります。
議 長		事務局の説明が終わりました。議案第5号、1番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「挙 手」
議 長		12番推進委員。
	委 員	12番推進委員です。 この2筆は、今までずっと農業委員会を通らずに、貸し借りをされて

議 長	きた田んぼなんですけど、どっかの時点で、中畔が外してあるんですよ。ですからこの場合には、次に借りる人を見つけた場合は、中畔については、どうなふうになるんでしょうか。
事務局	事務局。 今のところ、畔が外してあるということなんですけれども、一応、申請人の希望としては、2筆とも一緒に合わせてお貸ししたいという要望がありましたので、今あっせんに出しているところなんですけれども。
委 員	じゃあ、中畔がない状態で、誰か借りてくれる人を見つけて、お貸しする場合は、この状態で貸して良いということですね。
事務局	今のところ、所有者から中畔を戻してほしいという要望は出てないので、そのままでお貸しすることになるかと思います。
委 員	はい。わかりました。
議 長	ほかに、ございませんか。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第5号、農地あっせん申出（貸付 希望）の1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第5号、農地あっせん申出（貸付 希望）の1番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第5号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
委 員	「意見なし」
議 長	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第5号 農地あっせん申出（貸付 希望）については、12番推進委員にお願いしたいと思います。

委員	「はい」
議長	<p>それでは、担当になられた12番推進委員は、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p style="text-align: center;">————— 議案第6号 —————</p>
議長	<p>次に、日程第8 議案第6号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。</p>
事務局	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第6号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。</p>
事務局	<p>本案件につきましては、農用地利用集積計画（貸借）と同様ではございますが、農地中間管理事業により、集積されたもので、借主が中間管理機構ですので、別議案として上程いたしております。なお、資料18ページの20番から21番につきましては9番委員、22番につきましては10番委員、23番から25番につきましては5番委員にかかる案件となっており、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、議事に参加出来ませんので、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、総会資料の15ページをお開きください。今回は始期を、31年3月31日から設定する、募集期平成30年度臨時3月期について、審議していただきます。まず、利用権を設定する者の氏名、または、名称につきましては、17ページから18ページの一覧表で、ご確認ください。利用権設定を受ける者の氏名、または名称につきましては、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 鎮寺 裕人 です。本案件は、募集期が1月で、本市で配分計画案を策定したのちに、機構が配分計画を策定したもので、本市農業委員会の決定を受け、市が公告し、県が配分計画を公告・認可することで効力が発生いたします。総会資料の16ページを、ご覧ください。今回、中間管理機構を借主として、利用権の設定をしようとするものは、全体で25件、申請面積は33,493㎡です。設定する期間は6年10月が7件、7年10月が3件、9年が1件、10年が12件、19年4月が2件です。借換区分別集計をそのままご覧いただきたいと思いますが、今回の設定地域は、住吉地区、木津志地区、加治木町木田地区、蒲生町上久徳地区、西浦地区、白男地区、米丸地区、北地区の計8地区となります。それぞれの地区の筆の内訳につきましてご説明いたしますが、各地区の全体筆数及び面積と借換区分別の内訳を説明させていただき、権利別と期間別の内訳につきましては、表の記載のとおりですので、お目通しのうえご確認ください。まず始めに住吉地区の全体は、2筆の面積1,626㎡、借換区分別は新規が1筆の614㎡、A to Aが1筆の1,012㎡です。続きまして、木津志地区の全体は、7筆の8,909㎡、借換区分別は新規のみです。次に加治木町木田地区は、1筆で</p>

<p>議 長</p>	<p>面積1, 106㎡、借換区分別はA to Aのみです。続いて、蒲生町上久徳地区の全体は、4筆の面積4, 466㎡、借換区分別は新規が2筆の面積2, 147㎡、載せ替えは2筆の2, 319㎡です。続いて西浦地区は1筆の面積1, 371㎡、借換区分別は新規のみです。続いて白男地区の全体は4筆の面積4, 000㎡、借換区分別は新規が3筆の面積3, 263㎡、載せ替えが1筆の737㎡です。続いて米丸地区の全体は、4筆の面積6, 490㎡、借換区分別は新規が1筆の面積2, 114㎡、載せ替えが3筆の4, 376㎡です。最後に蒲生町北地区の全体は、2筆の面積5, 525㎡、借換区分別は新規が1筆の面積2, 754㎡、A to Aが1筆の2, 771㎡です。なお、表の右側の期間別をご覧ください。期間の設定年ですが6年10月、7年10月、19年4月で設定されている期間がございますが、27年3期、28年臨時の2期、平成29年7期で、土地所有者より、以前機構が借り受けしたもので、機構が借り受けしたものの期間内の残存期間で、設定しております。よって、今回の耕作者の小作期間は残存期間の設定となっておりますので、ご了承ください。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>それでは、募集期 臨時3月期 各筆1番から19番までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>「質疑・意見なし」</p>
<p>議 長</p>	<p>それではお諮りいたします。農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、募集期 臨時3月期 各筆1番から19番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第6号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>なお、議案第6号 募集期 臨時3月期 各筆20番から21番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。</p> <p>20番から21番の関係者、9番委員の退席をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>(9番委員退席)</p>

議 長		それでは、20番から21番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第6号 募集期 臨時3月期 各筆20番から21番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第6号 募集期 臨時3月期 各筆20番から21番については原案のとおり決定いたしました。 9番委員は着席してください。
	委 員	(9番委員着席)
議 長		議案第6号 22番については、議事参与制限により、関係者がいらっしやいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 22番の関係者、10番委員の退席をお願いします。
	委 員	(10番委員退席)
議 長		それでは、22番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第6号 22番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第6号 22番については原案のとおり決定いたしました。 10番委員は着席してください。
	委 員	(10番委員着席)
議 長		議案第6号 23番から25番については、議事参与制限により、関係者がいらっしやいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 23番から25番の関係者、5番委員の退席をお願いします。

	<p>委員 (10番委員退席)</p>
議 長	<p>それでは、23番から25番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第6号 23番から25番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 [賛成多数]</p>
	<p>賛成多数により、議案第6号 23番から25番については原案のとおり決定いたしました。</p>
	<p>5番委員は着席してください。</p>
	<p>委員 (5番委員着席)</p>
<p>————— 議案第7号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第9 議案第7号、農地の利用状況調査に係る非農地決定についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号 農地の利用状況調査に係る非農地決定についてを、ご説明いたします。資料は、総会資料の19ページをご覧ください。</p> <p>本案件につきましては、先月の議案第10号 農地の利用状況調査に係る、非農地決定について、223筆の承認をいただいたところですが、今月に入って蒲生町西浦在住の農地所有者より、当該農地が近年、鳥獣の被害も酷く、周囲の農地も耕作放棄地となっており、耕作のみならず、保全管理も出来ずに、荒廃している状況であると、非農地に値しないのかとの問合せがございました。そこで地区の担当委員の本村委員と事務局で、再度、当該農地の利用状況調査を行いました。8月の利用状況調査の際には、周辺地域も含めて、当該農地も地盤の調査を行うために、通路として使っていた部分、一部分も、雑草除去していた状況だった。こちらの方は、以前から耕作されている状況であった。お茶と、保全管理ということで判断されておりました。2月の調査時の現況といたしましては、資料の写真でもご確認ができますように、雑木や雑草に覆われて原野化している状況でございました。①の左上の1枚目の写真ですけれども、こちらの方がお茶の木があるんですけども、お茶の方にも雑草が巻きついていて、お茶を耕作しているとは、言えないということで判断しております。また、今後の耕作見込みにつきましても、農地所有者本人もご高齢で、後継者もおらず、隣接する他の農地も耕作放棄さ</p>

	<p>れてる状況で、過去に非農地判断されております。よって、たとえ、一時的に農地として活用が出来たとしても、継続的に耕作されるのは困難であることが、明確なことから、総合的に勘案いたしまして、農地法第2条に定義される農地に値しない農地、すなわち非農地判断を、いたしました。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>事務局の説明が終わりました。議案第7号、1番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>[質疑なし]</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第7号、農地の利用状況調査に係る非農地決定についての1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第7号、農地の利用状況調査に係る非農地決定についての1番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第8号 —————</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、日程第10 議案第8号、農地法第3条にかかる下限面積の設定についてを議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>本案件の農地法第3条にかかる下限面積の設定につきましては、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令に定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は、一部につきまして、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところによりまして、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることとなりましたということと、「農業委員会の適正な事務実施」についてが、平成22年12月22日付けで一部改正されまして、農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について検討することとしております。このことに基づきまして、検討した結果、農林水産省令で定める農地法施行規則第17条第1項「別段の面積の基準」を満たしていることから、平成31年度の下限面積につきましては、20アールということで設定したいと、考えております。</p> <p>続きまして、次のページをご覧ください。</p>

	<p>まずは、提案理由でございますが、近年、高齢化による離農の増加や未相続等の理由により、耕作者が減少しまして遊休農地が年々増加しているところでございます。今後、遊休農地の発生防止や担い手、後継者の確保を目的に、新規就農者や小規模農家への農地の権利移動を促進しまして、農地の有効利用を更に推し進めるために、これまでの下限面積である30アールを今回20アールに設定するものでございます。また、新規就農希望者や市外からの移住者等からも、下限面積の緩和につきまして以前から要望がありまして、先月お渡ししたかと思いますが、近隣市町の状況をみましても20アールとしているところが多数あることから、本市におきましても、農地利用の最適化活動充実のために見直しを行うものでございます。根拠としましては、本市において20アール未満の農地所有者につきましては、全農地所有者数8,580名のうち5,857名で、全体の68%を占めておりまして、基準の40%を超えていることと、農地法施行規則第17条第1項の「別段の面積の基準」を満たしております。下のほうに参考までに基準の要約を記載してございますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>以上で、議案第8号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[挙 手]</p>
議 長	<p>1番委員。</p>
委 員	<p>1番委員です。この件につきましては、当委員会の方でも以前、農地法第3条の下限面積について、ここに書いてありますけども、始良市のふるさと移住定住促進条例等に係る、検討委員会をした結果の、わたしも委員長として、いろいろあったんですが、これを見ますというと先程説明があったとおり、鹿児島市、薩摩川内市、霧島市、日置市等とうですね。当始良市の周辺地域は全部20アールですので、この時からあったんですが、今回の20アールに設定することについて、賛成したいということで、思っています。そういう状況になったというのか、適切に対応するためにも、それから当市に若い人々が、特に有機農業をしてみたいという方についても、非常に良い結果ではないかと思っておりますので、この20アールについて、賛成の意見であります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、賛成の意見が出ました。</p> <p>ほかにございませんか</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>

議長		<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第8号、農地法第3条にかかる下限面積の設定について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委員		<p>[賛成多数]</p>
議長		<p>賛成多数により、議案第8号、農地法第3条にかかる下限面積の設定については、原案のとおり決定いたしました。</p>
		<p>————— 農地あっせんの経過報告 —————</p>
議長		<p>次に日程第11、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。</p>
	事務局	<p>それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。</p> <p>資料の2ページをご覧ください。こちらの22番なんですけれども、こちらの方につきましては、売渡としての申請から5年以上経過しておりましたので、先般、期間満了に伴う通知を出してございます。こちらにつきましては、期間満了で終了となります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長		<p>あっせん委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。</p>
	委員	<p>報告なし</p>
議長		<p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p>
		<p>————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————</p>
議長		<p>次に日程第12、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。2月は11件が提出されております。内容につきましては、別紙の合意解約の2月分を、後ほどご確認いただきたいと思っております。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長		<p>ただ今の事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
	委員	<p>「質問・意見なし」</p>
議長		<p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p>

————— その他 —————	
議 長	<p>それでは日程第13、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。</p>
委 員	<p>「発言なし」</p>
議 長	<p>ないようですので、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 賃借料・農作業料金等について ○ 利用権設定の合意解約について
議 長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>それでは以上をもちまして、平成30年度 第11回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>〔閉会〕</p> <p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____